

大口町告示第45号

大口町創業等支援資金融資保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町創業等支援資金保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町創業等支援資融資保証料補助金交付要綱(平成24年大口町告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「返還金の滞納がある者」を「返還金が未払いとなっている者」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「(以下「申請者」という。)は」の次に「、金融機関から融資を受けた日から90日以内に」を加える。

様式第1中

「

融資金額	① 金	円
保証期間	か月 (うち措置	か月)
保証料率	%	
信用保証料	②	円
要綱による 算定基礎	$\times \{ (\quad - \quad) / \quad \} \times 50\% =$ $\text{②} \times \{ (\text{①} - \text{③}) / \text{①} \} \times 50\% = \text{申請額 (100円未満切り捨て)}$	
回収条件と なった保証 付貸付	保証番号	制度名 完済金額③ 円
	保証番号	制度名 完済金額③ 円

」

を

「

融資金額	金	円
保証期間	か月 (うち措置	か月)
保証料率	%	
信用保証料	①	円

」

要綱による 算定基礎	$\times 50\% =$ $\textcircled{1} \times 50\% = \text{申請額 (100 円未満切り捨て)}$			
回収条件と なった保証 付貸付	保証番号	制度名	完済金額	円
	保証番号	制度名	完済金額	円

に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町創業等支援資融資保証料補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。